

東 調 業 発 第 2 9 号

平成30年3月12日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会

会 長 野 城 宏 (印略)

**「東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程」
の一部変更について（お知らせ）**

平素は会務運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび本会では、去る3月9日開催の第13回定例理事会におきまして、標記規程を別紙のとおり一部変更し、同日より施行することと致しましたので、お知らせ致します。

【主な変更点】

- ・ 測量成果の電子的な管理に関する報告の規定化
- ・ 測量実施者登録会員が土地家屋調査士法人の社員となった場合の取扱いの明確化

東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、不動産登記規則第242条及び平成17年12月6日付法務省民二第2760号（不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達））に基づき、筆界特定登記官より、東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）に、筆界特定手続の特定調査における測量実施者の推薦依頼があった場合に、本会より当該業務の紹介を受けることを希望する本会会員の、登録手続及び本会における事務取扱を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実施者

筆界特定手続の特定調査における測量を行う者。

（2）調査士会員

本会の区域内に事務所を設ける土地家屋調査士。

（3）法人会員

本会の区域内に事務所を設ける土地家屋調査士法人。ただし、本会の区域内に主たる事務所及び従たる事務所を設けている法人会員並びに本会の区域外に主たる事務所があつて本会の区域内に従たる事務所を複数設けている法人会員にあつては、それぞれ個別の事務所を指す。

（4）会員

調査士会員及び法人会員を総称していう。

（登録名簿）

第3条 本会は、「筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録簿」（別紙様式第1号・以下「登録簿」という。）を備える。

（登録の申請）

第4条 前条の登録簿に登録を受けようとする調査士会員（以下「登録申請者」という。）は、「筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書」（別紙様式第2号・以下「登録申請書」という。）、「誓約書」（別紙様式第3号）及び「筆界特定手続の特定調査における測量成果の電子的な管理に関する報告書」（別紙様式第4号）に所要の事項を記載し、登録手数料を添えて、本会に提出しなければならない。

2 前条の登録簿に登録を受けようとする法人会員（以下「登録申請者」に含める。）にあつては、「登録申請書」（別紙様式第2号）、「誓約書」（別紙様式第3号）及び「筆界特定手続の特定調査における測量成果の電子的な管理に関する報告書」（別紙様式第4号）並びに「筆界特定手続の特定調査における測量実施者社員名簿」（別紙様式第5号・以下「社員名簿」という。）に所要の事項を記載し、登録手数料を添えて、本会に提出しなければならない。

(登録の拒否)

第5条 本会は、次の各号に掲げる会員より登録の申請があった場合、登録を拒否することができる。

- (1) 土地家屋調査士法第42条第2号及び第3号又は第43条第1項第2号の処分を受け、その処分期間中である会員
- (2) 本会会則第82条に規定する会費を滞納している会員
- (3) 土地家屋調査士の品位を害する虞がある会員

(登録に関する通知)

第6条 本会は、登録申請者を登録簿に登録したときは、遅滞なく、「登録受理通知書」(別紙様式第6号)により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

- 2 本会は、前条の規定に該当することを理由に登録を拒否したときは、特定記録郵便等の引受け記録及び配達状況の確認ができる送達手段をもって、「登録拒否通知書」(別紙様式第7号)により、その旨及びその理由を、登録申請者に通知しなければならない。

(再審査請求)

第7条 第5条の規定に該当することを理由に登録を拒否された会員は、その理由に不服があるときは、前条第2項に規定する通知が発出された日から起算して30日以内に、書面により、再審査を請求することができる。

- 2 前項の請求を行う会員は、本会に直接持参又は前条第2項に準じた送達手段をもって請求しなければならない。
- 3 本会は、第1項による再審査の請求を受けた場合、会長及び業務部が再審査を行い、再審査の結果については、前条第2項に準じた送達手段をもって、書面により通知しなければならない。

(登録会員の履行義務)

第8条 登録簿に登録された会員(以下「登録会員」という。)は、実施者として業務を受託した場合、その業務の完結に至るまでその責任を負うものとする。

- 2 法人会員が、実施者として業務を受託した場合、第4条第2項に規定された社員名簿に登録された社員によって、その業務を執行しなければならない。
- 3 登録会員は、本会が行う研修等を積極的に受講しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 登録会員は、「登録取消届出書」(別紙様式第8号)をもって、本会に登録の取消しを申し出ることができる。

- 2 本会は、現に実施者として業務を受託している登録会員より前項の申し出を受けた場合には、その業務が完了した時点で登録簿から除籍する。
- 3 本会は、登録会員が本会の会員でなくなったときは、その日をもって登録簿から除籍する。
- 4 本会は、調査士会員である登録会員が、法人会員の社員となった場合には、登録簿から除籍する。
- 5 本会は、登録会員が第5条各号に該当することとなった場合には、その登録会員を登録簿から除籍す

ることができる。ただし、当該除籍された会員においてその理由に不服があるときは、第7条の規定に基づく再審査請求に準じた手続きをとることができる。

(登録の変更)

第10条 本会は、登録会員より、日本土地家屋調査士会連合会「土地家屋調査士登録事務取扱規程」第31条第1項に定める「土地家屋調査士登録事項変更届出書」又は同規程第72条第1項に定める「土地家屋調査士法人登録事項変更届出書」が提出された場合には、当該届出内容に基づき、登録簿に登録された内容を変更しなければならない。

2 法人会員である登録会員は、社員名簿の内容に変更が生じた場合には、すみやかに新たな社員名簿を提出しなければならない。

(業務の紹介)

第11条 本会は、筆界特定登記官より、実施者の推薦依頼を受けた場合には、筆界特定登記官からの指示事項及び推薦依頼のあった業務内容並びに該当地域及び研修履歴等を勘案し、登録会員を紹介する。

(登録手数料の不返還)

第12条 本規程に定める登録手数料は、返還しない。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、本会理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年10月11日第8回定例理事会において制定し、同日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日前に既に登録している会員については、本規程第4条第1項に定める「誓約書」の提出をもってこの規程による届出があったものとみなす。ただし、法人会員については、本規程第4条第2項に定める「誓約書」及び「社員名簿」を提出しなければならない。

3 本会が、平成22年3月に実施した「筆界特定手続の『特定調査における測量作業』に関する研修会」は、本規程第8条第3項に規定する研修等に位置付けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年3月9日第13回定例理事会において一部改正し、同日から施行する。

筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録簿

[illegible]

筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書

年 月 日			
東京土地家屋調査士会会長 殿			
筆界特定手続の特定調査における「測量実施者」として登録することを希望します。			
登 録 番 号 東京		号	
支 部 名		支部	
土地家屋調査士法人名		(職印)	
氏 名 又 は 社 員 氏 名		(職印)	
申 請 者 に 関 す る 事 項			
フリガナ		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
氏 名 又は 名 称		又 は 設 立 年 月 日	
事 務 所	〒 TEL		
住 所	〒 TEL		
土地家屋調査士登録番号及び登録日	東京 第 号 昭和・平成 年 月 日		
前年度における土地業務取扱い事件数	件		
測量使用機材等	GNSS，トータルステーション，トランシット その他 ()		
使用補助者数	名 (うち測量業務専従者 名)		

年 月 日

東京土地家屋調査士会会長 殿

登 録 番 号 東京 号

支 部 名 支部

土地家屋調査士法人名 (職印)

氏 名 又 は 社 員 氏 名 (職印)

誓 約 書

私（当法人）は，東京土地家屋調査士会から筆界特定手続の特定調査における測量業務の紹介を受けるにあたり，次の事項を遵守（了承）することをここに誓約いたします。

1. 土地家屋調査士関係法令及び会則並びに関係諸規則を遵守いたします。
2. 実施者として業務を受託した場合，筆界特定登記官からの指示事項及び測量指図書等を遵守し，迅速かつ適正に業務を行うとともに，その業務の完結に至るまでその責任を負います。
3. 東京土地家屋調査士会が，登録会員が受講すべきものと位置付ける研修等は必ず受講するとともに，自己研鑽に努めます。
4. 東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程及び本誓約書に反したことに伴い，東京土地家屋調査士会からの業務の紹介が受けられなくなった場合でも，異議申立は行いません。

年 月 日

東京土地家屋調査士会会長 殿

登 録 番 号 東京

号

支 部 名

支部

土地家屋調査士法人名

(職印)

氏 名 又 は 社 員 氏 名

(職印)

筆界特定手続の特定調査における測量成果の電子的な管理に関する報告書

私（当法人）は，筆界特定手続の特定調査における測量業務を受託した際には，下記の機器等を使用し，測量成果の電子的な管理を行います。

記

使用しているトータルステーション等	メーカー名：	
	機種名：	
	データコレクタの内蔵の有無	
	有	無
使用しているデータコレクタ等 ※ データコレクタ内蔵のトータルステーション等を使用している場合は記入不要です。	メーカー名：	
	機種名：	

筆界特定手続の特定調査における測量実施者社員名簿

当法人は、筆界特定手続の特定調査における測量業務を受託した際には、次の社員をもって対応いたします。

登 録 番 号 東京 号

支 部 名 支部

土地家屋調査士法人名 (職印)

年 月 日

[illegible]

別紙第 6 号様式

東 調 業 発 第 号
年 月 日

殿

東京土地家屋調査士会会長

登 録 受 理 通 知 書

年 月 日付け，貴殿から提出のあった筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書について，東京土地家屋調査士会において審査の結果，貴殿を筆界特定手続の特定調査における測量実施者として登録簿に登載いたしましたので，その旨通知いたします。

記

登 録 年 月 日	年 月 日
-----------	-------------

東 調 業 発 第 号
年 月 日

殿

東京土地家屋調査士会会長

登 録 拒 否 通 知 書

年 月 日付け、貴殿から提出のあった筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書については、東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程第5条の規定による下記の理由により、登録申請書を受理することができませんので、同規程第6条第2項の定めに基づき、通知いたします。

なお、当該拒否事由に不服があるときは、本通知の発出日から起算して30日以内に、書面をもって再審査の請求を行うことができます。

記

拒否事由（○印の事項に該当します。）

1. 土地家屋調査士法第42条第2号及び第3号又は第43条第1項第2号の処分を受け、その処分期間中であるため。
2. 本会会則第82条に規定する会費を滞納しているため。
3. 土地家屋調査士の品位を害する虞があるため。

（詳細な理由）

別紙第 8 号様式

年 月 日

東京土地家屋調査士会会長 殿

登 録 番 号 東京 号

支 部 名 支部

土地家屋調査士法人名 (職印)

氏 名 又 は 社 員 氏 名 (職印)

登 録 取 消 届 出 書

私（当法人）は、下記理由により筆界特定手続の特定調査における測量実施者としての登録を取消し願いたく、東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程第 9 条第 1 項の規定に基づき届出いたします。

記

理由（具体的に）

「東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程」

新旧対照表

変 更 後	変 更 前
(目的) 第1条 この規程は、不動産登記規則第242条及び平成17年12月6日付法務省民二第2760号（不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達））に基づき、筆界特定登記官より、東京土地家屋調査士会（以下「本会」という。）に、筆界特定手続の特定調査における測量実施者の推薦依頼があった場合に、本会より当該業務の紹介を受けることを希望する本会会員の、登録手続及び本会における事務取扱を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 実施者 <u>筆界特定手続の特定調査における測量を行う者。</u> (2) 調査士会員 本会の区域内に事務所を設ける土地家屋調査士。 (3) 法人会員 本会の区域内に事務所を設ける土地家屋調査士法人。ただし、本会の区域内に主たる事務所及び従たる事務所を設けている法人会員並びに本会の区域外に主たる事務所があって本会の区域内に従たる事務所を複数設けている法人会員にあっては、それぞれ個別の事務所を指す。 (4) 会員 調査士会員及び法人会員を総称してい	第1条 (同左) 第2条 (同左) (1) 実施者 <u>筆界特定手続の特定調査における測量実施者。</u> (2) (同左) (3) 法人会員 本会の区域内に事務所を設ける土地家屋調査士法人。ただし、本会の区域内に主たる事務所及び従たる事務所を設ける法人会員にあっては、それぞれ個別の事務所を指す。 (4) (同左)

う。

(登録名簿)

第3条 本会は、「筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録簿」(別紙様式第1号・以下「登録簿」という。)を備える。

(登録の申請)

第4条 前条の登録簿に登録を受けようとする調査士会員(以下「登録申請者」という。)は、「筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書」(別紙様式第2号・以下「登録申請書」という。),「誓約書」(別紙様式第3号)及び「筆界特定手続の特定調査における測量成果の電子的な管理に関する報告書」(別紙様式第4号)に所要の事項を記載し,登録手数料を添えて,本会に提出しなければならない。

2 前条の登録簿に登録を受けようとする法人会員(以下「登録申請者」に含める。)にあつては,「登録申請書」(別紙様式第2号),「誓約書」(別紙様式第3号)及び「筆界特定手続の特定調査における測量成果の電子的な管理に関する報告書」(別紙様式第4号)並びに「筆界特定手続の特定調査における測量実施者社員名簿」(別紙様式第5号・以下「社員名簿」という。)に所要の事項を記載し,登録手数料を添えて,本会に提出しなければならない。

(登録の拒否)

第5条 本会は,次の各号に掲げる会員より登録の申請があつた場合,登録を拒否することができる。

- (1) 土地家屋調査士法第42条第2号及び第3号又は第43条第1項第2号の処分を受け,その処分期間中である会員
- (2) 本会会則第82条に規定する会費を滞納している会員
- (3) 土地家屋調査士の品位を害する虞があ

第3条 (同左)

第4条 前条の登録簿に登録を受けようとする調査士会員(以下「登録申請者」という。)は,「筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書」(別紙様式第2号・以下「登録申請書」という。)及び「誓約書」(別紙様式第3号)に所要の事項を記載し,登録手数料を添えて,本会に提出しなければならない。

2 前条の登録簿に登録を受けようとする法人会員(以下「登録申請者」に含める。)にあつては,「登録申請書」(別紙様式第2号)及び「誓約書」(別紙様式第3号)並びに「筆界特定手続の特定調査における測量実施者社員名簿」(別紙様式第4号・以下「社員名簿」という。)に所要の事項を記載し,登録手数料を添えて,本会に提出しなければならない。

第5条 (同左)

る会員 (登録に関する通知) 第6条 本会は、登録申請者を登録簿に登録したときは、遅滞なく、「<u>登録受理通知書</u>」(別紙様式第6号)により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 2 本会は、前条の規定に該当することを理由に登録を拒否したときは、特定記録郵便等の引受け記録及び配達状況の確認ができる送達手段をもって、「<u>登録拒否通知書</u>」(別紙様式第7号)により、その旨及びその理由を、登録申請者に通知しなければならない。 (再審査請求) 第7条 第5条の規定に該当することを理由に登録を拒否された会員は、その理由に不服があるときは、前条第2項に規定する通知が発出された日から起算して30日以内に、書面により、再審査を請求することができる。 2 前項の請求を行う会員は、本会に直接持参又は前条第2項に準じた送達手段をもって請求しなければならない。 3 本会は、第1項による再審査の請求を受けた場合、会長及び業務部が再審査を行い、再審査の結果については、前条第2項に準じた送達手段をもって、書面により通知しなければならない。 (登録会員の履行義務) 第8条 登録簿に登録された会員(以下「登録会員」という。)は、実施者として業務を受託した場合、その業務の完結に至るまでその責任を負うものとする。 2 法人会員が、実施者として業務を受託した場合、第4条第2項に規定された社員名簿に登録された社員によって、その業務を執行しなければならない。 3 登録会員は、本会が行う研修等を積極的に受講しなければならない。	第6条 本会は、登録申請者を登録簿に登録したときは、遅滞なく、「<u>登録受理通知書</u>」(別紙様式第5号)により、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 2 本会は、前条の規定に該当することを理由に登録を拒否したときは、特定記録郵便等の引受け記録及び配達状況の確認ができる送達手段をもって、「<u>登録拒否通知書</u>」(別紙様式第6号)により、その旨及びその理由を、登録申請者に通知しなければならない。 第7条 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 第8条 (同左) 2 (同左) 3 (同左)
---	--

(登録の取消し)

第9条 登録会員は、「登録取消届出書」(別紙様式第8号)をもって、本会に登録の取消しを申し出ることができる。

2 本会は、現に実施者として業務を受託している登録会員より前項の申し出を受けた場合には、その業務が完了した時点で登録簿から除籍する。

3 本会は、登録会員が本会の会員でなくなったときは、その日をもって登録簿から除籍する。

4 本会は、調査士会員である登録会員が、法人会員の社員となった場合には、登録簿から除籍する。

5 本会は、登録会員が第5条各号に該当することとなった場合には、その登録会員を登録簿から除籍することができる。ただし、当該除籍された会員においてその理由に不服があるときは、第7条の規定に基づく再審査請求に準じた手続きをとることができる。

(登録の変更)

第10条 本会は、登録会員より、日本土地家屋調査士会連合会「土地家屋調査士登録事務取扱規程」第31条第1項に定める「土地家屋調査士登録事項変更届出書」又は同規程第72条第1項に定める「土地家屋調査士法人登録事項変更届出書」が提出された場合には、当該届出内容に基づき、登録簿に登録された内容を変更しなければならない。

2 法人会員である登録会員は、社員名簿の内容に変更が生じた場合には、すみやかに新たな社員名簿を提出しなければならない。

(業務の紹介)

第11条 本会は、筆界特定登記官より、実施者の推薦依頼を受けた場合には、筆界特定登記官からの指示事項及び推薦依頼のあった業務内容並びに該当地域及び研修履歴等を

第9条 登録会員は、「登録取消届出書」(別紙様式第7号)をもって、本会に登録の取消しを申し出ることができる。

2 (同左)

3 (同左)

(新設)

4 本会は、登録会員が第5条各号に該当することとなった場合には、その登録会員を登録簿から除籍することができる。ただし、当該除籍された会員においてその理由に不服があるときは、第7条の規定に基づく再審査請求に準じた手続きをとることができる。

第10条 (同左)

第11条 本会は、筆界特定登記官より、特定調査における測量の実施者の推薦依頼を受けた場合には、筆界特定登記官からの指示事項及び推薦依頼のあった業務内容並びに該

勘案し、登録会員を紹介する。 (登録手数料の不返還) 第 12 条 本規程に定める登録手数料は、返還しない。 (規程の改廃) 第 13 条 この規程の改廃は、本会理事会の決議による。 附 則 (施行期日) 1 この規程は、平成 25 年 10 月 11 日第 8 回定例理事会において制定し、同日から施行する。 (経過措置) 2 この規程の施行日前に既に登録している会員については、本規程第 4 条第 1 項に定める「誓約書」の提出をもってこの規程による届出があったものとみなす。ただし、法人会員については、本規程第 4 条第 2 項に定める「誓約書」及び「社員名簿」を提出しなければならない。 3 本会が、平成22年 3 月に実施した「筆界特定手続の『特定調査における測量作業』に関する研修会」は、本規程第 8 条第 3 項に規定する研修等に位置付けるものとする。 附 則 (施行期日) <u>1 この規程は、平成 30 年 3 月 9 日第 13 回定例理事会において一部改正し、同日から施行する。</u>	当地域及び研修履歴等を勘案し、登録会員を紹介する。 第 12 条 (同左) 第 13 条 (同左) 附 則 1 (同左) 2 (同左) 3 (同左) 附 則 (新設)
---	---

変更なし

別紙第 1 号様式

筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録簿

[illegible]

下線部の文言変更

別紙第2号様式

筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書

年 月 日

東京土地家屋調査士会会長 殿

筆界特定手続の特定調査における「測量実施者」として登録することを希望します。

登 録 番 号 東京 号

支 部 名 支部

土地家屋調査士法人名 (職印)

氏 名 又 は 社 員 氏 名 (職印)

申 請 者 に 関 す る 事 項

フリガナ		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
氏 名 又は 名 称		又 は 設 立 年 月 日	
事 務 所	〒 TEL		
住 所	〒 TEL		
土地家屋調査士登録番号及び登録日	東京 第 号 昭和・平成 年 月 日		
前年度における土地業務取扱い事件数	件		
測量使用機材等	<u>G N S S</u> , トータルステーション, トランシット その他 ()		
使用補助者数	名 (うち測量業務専従者 名)		

変更なし

別紙第3号様式

年 月 日

東京土地家屋調査士会会長 殿

登 録 番 号 東京 号

支 部 名 支部

土地家屋調査士法人名 (職印)

氏 名 又 は 社 員 氏 名 (職印)

誓 約 書

私（当法人）は、東京土地家屋調査士会から筆界特定手続の特定調査における測量業務の紹介を受けるにあたり、次の事項を遵守（了承）することをここに誓約いたします。

1. 土地家屋調査士関係法令及び会則並びに関係諸規則を遵守いたします。
2. 実施者として業務を受託した場合、筆界特定登記官からの指示事項及び測量指図書等を遵守し、迅速かつ適正に業務を行うとともに、その業務の完結に至るまでその責任を負います。
3. 東京土地家屋調査士会が、登録会員が受講すべきものと位置付ける研修等は必ず受講するとともに、自己研鑽に努めます。
4. 東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程及び本誓約書に反したことに伴い、東京土地家屋調査士会からの業務の紹介が受けられなくなった場合でも、異議申立は行いません。

新 設

別紙第4号様式

年 月 日

東京土地家屋調査士会会長 殿

登 録 番 号 東京 号

支 部 名 支部

土地家屋調査士法人名 (職印)

氏 名 又 は 社 員 氏 名 (職印)

筆界特定手続の特定調査における測量成果の電子的な管理に関する報告書

私（当法人）は、筆界特定手続の特定調査における測量業務を受託した際には、下記の機器等を使用し、測量成果の電子的な管理を行います。

記

使用しているトータルステーション等	メーカー名：	
	機 種 名：	
	データコレクタの内蔵の有無	
	有	無
使用しているデータコレクタ等 ※ データコレクタ内蔵のトータルステーション等を使用している場合は記入不要です。	メーカー名：	
	機 種 名：	

別紙第 5 号様式

[illegible]

様式番号変更
下線部の文言変更

別紙第 6 号様式

東 調 業 発 第 号
年 月 日

殿

東京土地家屋調査士会会長

登 録 受 理 通 知 書

年 月 日付け，貴殿から提出のあった筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書について，東京土地家屋調査士会において審査の結果，貴殿を筆界特定手続の特定調査における測量実施者として登録簿に登録いたしましたので，その旨通知いたします。

記

登 録 年 月 日	<u>年 月 日</u>
-----------	--------------

様式番号変更
下線部の文言変更

別紙第7号様式

東 調 業 発 第 号
年 月 日

殿

東京土地家屋調査士会会長

登 録 拒 否 通 知 書

年 月 日付け、貴殿から提出のあった筆界特定手続の特定調査における測量実施者登録申請書については、東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程第5条の規定による下記の理由により、登録申請書を受理することができませんので、同規程第6条第2項の定めに基づき、通知いたします。

なお、当該拒否事由に不服があるときは、本通知の発出日から起算して30日以内に、書面をもって再審査の請求を行うことができます。

記

拒否事由（○印の事項に該当します。）

1. 土地家屋調査士法第42条第2号及び第3号又は第43条第1項第2号の処分を受け、その処分期間中であるため。
2. 本会会則第82条に規定する会費を滞納しているため。
3. 土地家屋調査士の品位を害する虞があるため。

（詳細な理由）

様式番号変更

別紙第 8 号様式

年 月 日

東京土地家屋調査士会会長 殿

登 録 番 号 東京 号

支 部 名 支部

土地家屋調査士法人名 (職印)

氏 名 又 は 社 員 氏 名 (職印)

登 録 取 消 届 出 書

私（当法人）は、下記理由により筆界特定手続の特定調査における測量実施者としての登録を取消し願いたく、東京土地家屋調査士会筆界特定手続の特定調査における測量実施者の登録に関する規程第9条第1項の規定に基づき届出いたします。

記

理由（具体的に）